

【第5章】市や社会福祉協議会の施策の展開

※基本目標－基本方針－（基本施策）－推進施策－取組内容

基本目標1 自分たちのまちは、自分たちで守ろう、創ろう！－住民による安全・安心なまちづく

り－

1－1 住民主体の地域福祉活動の展開

(1-1-1) 身近なつながりからはじまる地域福祉意識の啓発

①地域のコミュニティ活動の重要性についての啓発

- (1) 先進事例の紹介などによる地域福祉活動の重要性の啓発（社協）
- (2) 町内会への加入を促す広報活動（市民協働課）
- (3) 言語や生活習慣の異なる人への対応を含めた転入者への情報提供（市民課）

②地域福祉の推進に向けた自助・共助意識の啓発

- (1) 地区社協や町内福祉委員会の勉強会などでの啓発（社協）
- (2) 広報紙での啓発（社協）
- (3) 当事者団体との懇話会等での啓発（社会福祉課、障害福祉課、防災危機管理課）

③圏域ごとの役割や活動の必要性の啓発

- (1) 地区社協や町内福祉委員会の勉強会などでの啓発（社協）
- (2) 広報紙での啓発（社協）
- (3) 当事者団体との懇話会等での啓発（社会福祉課、障害福祉課、防災危機管理課）

(1-1-2) 地域福祉活動圏域単位の地域福祉の推進

①地域コミュニティ活動の活性化と支援

- (1) 町内福祉委員会の組織化と活動支援の充実（社協）
- (2) 隣近所など小さな圏域における活動の推進（社会福祉課、社協）
- (3) 町内会への活動助成の充実（市民協働課）
- (4) コミュニティリーダーの育成とコミュニティ施設の充実（市民協働課）

②各組織の活動範囲の整理

- (1) 民生委員、町内会（町内福祉委員会）、地区社協など、活動圏域の重層化の推進（社会福祉課、市民協働課、社協）

③地区社協の事業と地域支援体制の充実

- (1) 地区社協職員による地区社協事業及び町内福祉委員会活動への指導・助言の充実（社協）
- (2) 地域福祉活動助成事業による町内福祉委員会活動への助成（社協）

④ふれあい補償制度への加入

- (1) ふれあい補償制度への加入（財政課）
- (2) 事業の実施時における周知（全課）

1－2 ひとにやさしい安全・安心なまちづくり

(1-2-1) 地域ぐるみの安全活動（防災・防犯・交通安全）の推進

①防災意識の啓発と地域自主防災体制の充実

- (1) 地域の防災訓練の支援（防災危機管理課）

(2) 地域自主防災体制の充実（防災危機管理課）

2災害時要援護者支援制度の啓発と充実

(1) 出前講座などによる災害時要援護者支援制度の周知（社会福祉課）

(2) 町内福祉委員会への制度の啓発と支援活動の推進（社協）

3防犯意識の啓発と地域ぐるみの防犯体制づくり

(1) 町内回覧やメール配信等による犯罪情報、被害防止情報の提供（市民安全課、社会福祉課）

(2) 防犯教室などの広報啓発活動の推進（市民安全課）

(3) 自主防犯パトロール隊の充実と活動支援（市民安全課）

(4) 地域住民や警察などの関係団体や機関との連携（市民安全課）

(5) 子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備（学校教育課）

4交通安全意識の啓発

(1) 高齢者交通教室などの交通安全教育の推進（市民安全課）

(2) ホームページ・町内回覧などによる交通事故情報の提供（市民安全課）

(1-2-2) ひとにやさしいまちづくりの推進

1公共的施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入

(1) 施設改修時におけるバリアフリー化の推進（建築課）

(2) 施設新設におけるユニバーサルデザインの推進（建築課）

2交通バリアフリーの推進

(1) 道路の段差等の解消の推進（土木課）

(2) あんくるバスのバリアフリー化の促進（都市計画課）

(3) 駅舎のエレベーター設置など民間施設のバリアフリー化への要請（都市計画課）

基本目標 2 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう！—分かりやすい情報の提供と地域に

根ざしたサービスの基盤づくり—

2-1 誰にでも分かりやすい広報・啓発の推進

(2-1-1) 各種の媒体や身近な窓口を活用した広報・啓発の推進

1情報提供手段の整備

(1) 市広報紙や社協広報紙を活用した情報提供の推進（全課、社協）

(2) 新聞などのマスコミを含めた情報メディアの活用（全課、社協）

(3) 「福祉のあらし」や「福祉ガイドブック」の発行（社会福祉課、障害福祉課）

(4) 福祉センターや公民館など各施設の掲示スペースの活用（全課、社協）

2各種情報提供機関の周知

(1) 市広報紙や社協広報紙を活用した情報提供の推進（全課、社協）

(2) 「福祉のあらし」や「福祉ガイドブック」の発行（社会福祉課、障害福祉課）

(2-1-2) 情報バリアフリー化と分かりやすい情報の提供

1情報のバリアフリー化の推進

(1) 市ホームページのアクセシビリティ対応（秘書課）

(2) 点字・音声による情報提供の推進（障害福祉課）

- (3) 手話通訳者、要約筆記者の派遣の推進（障害福祉課）
- (4) 外国語版のパンフレットの作成、配布（市民協働課）

2 誰にでもわかりやすい情報提供の推進

- (1) パンフレットやガイドブックなどの内容と言葉・表現の検討（全課、社協）
- (2) 市や社協のホームページの掲載内容の工夫（全課、社協）
- (3) よくある市民からの問い合わせ内容をホームページに掲載（全課）

2-2 きめ細やかな相談体制の確立

(2-2-1) 身近な困りごとに対する相談窓口の充実と体制の確立

1 各種相談窓口の充実

- (1) 市民相談窓口の充実（市民課）
- (2) 社協における各種相談窓口の充実（社協）

2 身近な困りごとに対し地域で対応できる体制づくり

- (1) 町内福祉委員会への意識啓発と体制づくりの支援（社協）
- (2) 民生委員児童委員活動の住民への周知と活動支援（社会福祉課、社協）

(2-2-2) 専門的な相談体制の確立

1 専門的な相談に対応できる窓口の周知と相談体制の充実

- (1) 高齢者福祉サービス・介護サービスに係る相談窓口の周知と充実（社会福祉課、介護保険課）
- (2) 障害のある人の相談窓口の周知と充実（障害福祉課）
- (3) 子育てに関する相談窓口の周知と充実（子育て支援課、健康推進課、学校教育課）
- (4) ひとり親家庭の相談窓口の周知と充実（子育て支援課）
- (5) ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の周知と充実（市民課、子育て支援課、市民協働課、）

2-3 幅広い多様なサービスの充実

(2-3-1) セルフヘルプ「当事者力」活用の推進

1 当事者組織についての情報の提供

- (1) 社協広報紙への当事者組織についての情報掲載（社協）
- (2) 当事者組織作成の広報紙等の配布支援（障害福祉課）

2 当事者組織における相互の助け合い意識と周囲への働きかけの啓発

- (1) 当事者団体との会議等の場における意識啓発の推進（社会福祉課、障害福祉課）
- (2) 社協広報紙による意識啓発の推進（社協）

3 当事者組織の運営や活動に対する支援

- (1) 老人クラブ等の高齢者団体への支援（社会福祉課）
- (2) 障害のある人の団体への支援（障害福祉課）
- (3) 子育てサークルへの支援（子育て支援課）

(2-3-2) インフォーマルサービスの充実

1 地域の多様なニーズに応える住民相互の支え合い組織の充実

- (1) 町内福祉委員会活動の充実（社協）

- (2) ファミリーサポートセンターの周知とサービス提供体制の充実（子育て支援課）

2 NPO の活動に関する周知と組織化に向けた支援

- (1) 市民活動センターへの登録の働きかけによる情報の充実（市民協働課）
- (2) 市民活動センターにおける NPO 法人立上げの相談と指導（市民協働課）

(2-3-3) 公的な福祉サービスの充実

1 在宅福祉・次世代育成に向けた事業内容の充実

- (1) 居宅サービス及び家族介護者に対する支援の充実（介護保険課、社会福祉課、障害福祉課）
- (2) 就労支援等の自立生活に向けた支援の充実（社会福祉課、障害福祉課）
- (3) 地域力を活かした子どもたちへの支援の充実（子ども課）

2 福祉施設の計画的整備と内容の充実

- (1) 介護保険関連施設の整備（介護保険課）
- (2) 生活支援ハウス（社会福祉課）
- (3) 障害者施設（障害福祉課）
- (4) 保育所（子育て支援課）
- (5) 児童クラブ（子育て支援課）

3 適正な制度の運用

- (1) 介護保険制度の適正な運用（介護保険課）
- (2) 障害者自立支援制度の適正な運用（障害福祉課）
- (3) 次世代育成支援に向けた適正な制度の運用（子育て支援課）

2-4 サービスの質の向上

(2-4-1) 苦情解決窓口の充実と第三者評価制度の推進

1 サービス利用者の苦情解決への対応の充実

- (1) 福祉事業者による苦情相談窓口の設置の拡充（介護保険課、障害福祉課）
- (2) 「県運営適正化委員会」などの苦情相談窓口の利用の促進（介護保険課、障害福祉課）
- (3) 保育所における苦情解決体制の整備（子ども課）

2 福祉サービスの評価制度の促進

- (1) 福祉事業者の第三者評価・自己評価の促進（介護保険課、障害福祉課）
- (2) 介護サービス情報の公表制度の周知（介護保険課、障害福祉課）

(2-4-2) セーフティネットの推進

1 生活困窮者への支援の推進

- (1) 愛の灯資金の貸付の促進（社協）
- (2) 善意銀行貸付制度の利用促進（社協）
- (3) 生活福祉資金貸付制度の利用促進（社協）

2 福祉サービスの利用支援の推進

- (1) 「日常生活自立支援事業」についての啓発と利用の促進（社会福祉課、障害福祉課、社協）

(2) 「成年後見制度」についての啓発と利用の促進（社会福祉課、障害福祉課、社協）

3 安否確認と緊急時への対応の充実

- (1) 福祉電話の活用の促進（社会福祉課）
- (2) 友愛訪問活動の推進（社会福祉課）
- (3) 乳酸菌飲料宅配事業の推進（社協）
- (4) 緊急通報システムの活用の促進（社会福祉課）

4 ひとり親家庭に対する日常生活支援

- (1) 生活支援員の派遣（子育て支援課）

基本目標 3 自助・共助・公助の重層的な支援体制を創出しよう！ー地域まるごと支え合いの仕組み

づくりー

3-1 早期発見・早期対応に向けた支援ネットワークの確立

(3-1-1) 支援を必要としている人への適切な対応

1 総合的な虐待等防止ネットワーク体制の強化

- (1) 「安城市虐待等防止地域協議会」機能の強化（子育て支援課、障害福祉課、市民協働課）
- (2) 住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報・啓発活動の推進（社会福祉課、障害福祉課、市民協働課、子育て支援課）

2 身近な地域における情報の共有化

- (1) 福祉支えあいマップ作成の支援（社協）
- (2) 行事などで把握したニーズを地域で共有するための体制づくりの支援（社協）
- (3) 町内福祉委員会、民生委員児童委員活動の機能強化（社協、社会福祉課）

(3-1-2) 支援機関の機能強化

1 地域包括支援センターの機能強化

- (1) 介護予防体制の確立（介護保険課）
- (2) 地域ケア体制の円滑な推進（介護保険課）

2 相談支援事業者の機能及び内容の充実

- (1) 相談支援事業者における専門相談、支援体制の強化（障害福祉課）

3-2 関係機関の連携の強化

(3-2-1) 地域におけるネットワークの構築

1 小地域ネットワーク体制の構築と円滑な推進

- (1) 地域における住民相互の連携体制の促進（社協）
- (2) 地域ケア体制の強化（社会福祉課、介護保険課、社協）
- (3) 自立支援協議会の担当者会の開催などを通じた地域間・事業者間との連携の促進（障害福祉課、社協）
- (4) 家庭、学校、地域、福祉事業者等の連携の推進（子ども課、学校教育課、社協）

(3-2-2) 保健・医療・福祉の連携の強化

1 地域の保健・医療・福祉の各専門分野の連携

- (1) 高齢者に対する総合的な支援体制の確立（介護保険課、社会福祉課）
- (2) 早期療育に向けた支援体制の確立（障害福祉課）

基本目標 4 地域の福祉力を引き継ぐ担い手を育もう！－地域福祉活動を支えるひとづくりと活動の拠点づくり－

4-1 ころのバリアフリーの推進

(4-1-1) 地域・家庭・学校を結ぶ地域福祉活動・福祉学習の推進

1 地域・家庭での福祉教育・学習活動の推進

- (1) 地域における福祉に関する学習機会の充実（社協）
- (2) 出前講座の充実（社会福祉課、介護保険課、子ども課、社協）
- (3) ふれあいサロンなどの交流事業を通じた、地域での世代間交流の促進（社協）

2 学校における福祉教育・ころの教育の充実

- (1) 福祉学習実施校への助成事業の推進（社協）
- (2) ふれあい活動事業などを通じた、地域と連携したころの教育等の推進（学校教育課）
- (3) 学校における授業・課外活動・学校行事等における社会人活用の推進（学校教育課）

(4-1-2) 多様な人格と個性を尊重し、相互に高めあえる意識の醸成

1 相互理解・ノーマライゼーション・男女共同参画社会理念の周知・啓発

- (1) 福祉まつりなどの開催（社会福祉課、障害福祉課、社協）
- (2) 国際理解講座等の交流事業や講演会の開催（市民協働課）
- (3) 男女共同参画社会を啓発する講演会等の開催（市民協働課）
- (4) 託児つきの講座や講演会の開催（市民協働課）

4-2 地域福祉の新たな担い手の養成

(4-2-1) 地域の福祉活動への参加のきっかけづくりと活動支援

1 参加機会の提供と事業の啓発・推進

- (1) 福祉講演会や介護教室など、身近な場所での福祉学習の機会の提供（社協）
- (2) 福祉センターでの講座や公民館講座など、社会参加のきっかけとなるような事業の推進（社協、生涯学習課）
- (3) 児童・生徒の福祉活動の推進と自主的な取り組みへの支援（社協）
- (4) 町内福祉委員会活動などを通じた、退職者等の熟年世代が地域で活動できる機会の創出（社協）

(4-2-2) ボランティアの養成と活用

1 ボランティア人材の発掘・育成と活動支援

- (1) ボランティア養成講座の開催（社協）
- (2) 地域福祉センターにおける人材の発掘・育成と活動支援事業の実施（社協）
- (3) ホームページや広報紙による情報提供の充実（市民協働課、社協）
- (4) 市民の活動能力向上のための講座や団体間の交流事業を開催（市民協働課）

- (5) 熟年世代に向けた情報提供と機会の提供（社協）
- (6) ボランティア登録時などにおける活動保険や行事用保険の必要性の啓発（市民協働課、社協）

2 市民活動センターとボランティアセンターの機能強化

- (1) ボランティア登録の促進と調整機能の充実（市民協働課、社協）
- (2) 市民活動センターとボランティアセンターの連携の推進（市民協働課、社協）

(4-2-3) 地域福祉活動を担う団体への支援

1 地域福祉活動を担う団体への支援

- (1) 町内福祉委員会に対する支援（社協）
- (2) 民生委員児童委員協議会への支援（社会福祉課）
- (3) 老人クラブに対する支援（社会福祉課）
- (4) 子ども会に対する支援と育成（生涯学習課）

4-3 健康づくり・生きがいつくり活動の推進

(4-3-1) 健康づくりの場や機会の確保

1 ライフステージに即した健康づくり運動の展開

(4-3-2) 社会参加と生きがいつくり

1 社会参加・生きがいつくりに向けた啓発と情報提供

- (1) 公民館の自主グループ活動への参加促進（生涯学習課）
- (2) 市内の活動団体に関する情報の一元化（市民協働課、生涯学習課）

2 社会参加・生きがいつくりにつながる事業・活動の推進

- (1) ボランティア体験講座等の開催と参加の推進（社協）
- (2) 地域ぐるみ親子ふれあい活動の推進（生涯学習課）
- (3) シルバー人材センターの活用の推進（社会福祉課）
- (4) 講座型デイサービス事業の充実（障害福祉課）
- (5) 障害のある人の就労への支援（障害福祉課）

4-4 地域福祉活動を支える拠点機能の充実

(4-4-1) 地域福祉センターの整備と機能の充実

1 地域福祉センターの計画的整備

- (1) 地域福祉センターの計画的整備（社会福祉課）

2 地域福祉センターの活用の促進

- (1) 地域福祉センターごとの地区社協職員の充実（社協）

(4-4-2) 公共的な施設の有効活用による居場所づくり

1 身近な居場所づくり

- (1) 町内公民館等を活用したふれあいサロン活動の開設の支援（社協）
- (2) 老人憩いの家の活用の推進（社会福祉課）
- (3) 地域の公民館等を利用した障害児デイサービス事業など、地域住民によるデイサービスのモデル的实施の支援（障害福祉課）
- (4) 児童センターの整備（子育て支援課）
- (5) 子育て支援センターやつどいの広場の運営（子育て支援課）